

ご遺族の方へ

桐生市



## ご遺族の方へ

このたびはご家族のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

桐生市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

桐生市役所 ☎0277-46-1111(代表)

## もくじ

1.	戸籍について	p.2
2.	住民票（住民登録）について	p.2
3.	マイナンバーカード・マイナンバー通知カードについて	p.3
4.	印鑑登録（印鑑登録証）について	p.3
5.	年金の手続きについて	p.4
6.	葬祭費について	p.6
7.	介護保険について	p.8
8.	障害福祉の手続きについて	p.8
9.	税の手続きについて	p.9
10.	外国籍の方が亡くなられたとき	p.11
11.	市営住宅関係の手続きについて	p.12
12.	亡くなられた方に児童がいる場合について	p.13
13.	お問い合わせ窓口一覧	p.14
14.	その他の主な手続き	p.15
15.	死亡の届出後の戸籍に関するよくある質問	p.19
16.	ご遺族メモ	p.22

## 1. 戸籍について

戸籍については、死亡届を提出することで死亡したことが記載されますので、特別な手続きをする必要はありません。

詳しくは19ページの「死亡の届出後の戸籍に関するよくある質問」をご覧ください。

なお、死亡届を提出した日から、戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ下記の日数がかかります(土日祝日を除く)。

- ・本籍地に届出をした場合 → おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合 → おおむね10～14日

※大型連休中に届出をされた場合は、上記より日数がかかります。

問い合わせ先

市民課 戸籍担当……☎ 0277-46-1111 (内線243・244・252)

## 2. 住民票（住民登録）について

住民票(住民登録)については、死亡届を提出することで死亡したことが記載されますので、特別な手続きをする必要はありません。

なお、死亡届を提出した日から、住民票に死亡の記載がされるまでにおおよそ下記の日数がかかります(土日祝日を除く)。

- ・住民登録地に届出をした場合 → おおむね1～2日
- ・住民登録地以外に届出をした場合 → おおむね7～10日

※大型連休中に届出をされた場合は、上記より日数がかかります。

問い合わせ先

市民課 住民担当……☎ 0277-46-1111 (内線245・246)

### 3. マイナンバーカード・マイナンバー通知カードについて

マイナンバーカードやマイナンバー通知カードは、持ち主の方が亡くなられたとしても、市役所に返納していただく必要はありません。

死亡保険金の支払いや相続などの手続き等で、亡くなられた方の個人番号(マイナンバー)の提示を求められる場合がありますので、諸手続きが済むまではマイナンバーカードや通知カードは保管しておいてください。

#### 問い合わせ先

市民課 住民担当……………☎ 0277-46-1111 (内線245・246)

### 4. 印鑑登録（印鑑登録証）について

印鑑登録は、登録している方の死亡届が提出されると、自動的に登録が抹消されるため手続きは不要です。印鑑登録証については、市役所に返納していただく必要はありませんが、不要である場合は、下記の【受付窓口】でお預かりすることができます。

#### 問い合わせ先

市民課 戸籍担当……………☎ 0277-46-1111 (内線243・244・252)

#### 受付窓口

市民課 戸籍担当(市役所1階 2番窓口)  
新里・黒保根支所 市民生活課 市民サービス係  
川内・菱・梅田・境野・広沢・相生公民館

## 5. 年金の手続きについて

### ◇年金を受給している方が亡くなったとき

遺族の方から「受給権者死亡届(報告書)」の提出が必要になります。届出が遅れますと年金が過払いとなり、返納しなければならないことがありますので、すみやかに提出してください。

また、年金を受けている方が亡くなった当時、亡くなった方と生計をともにしていた(経済的な援助等をしていた)遺族がいる場合には、死亡した月分までの年金を遺族が受け取れますので、「未支給年金・未支給給付金請求書」を提出してください。

なお、請求する遺族には、①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦3親等内の親族の優先順位があります。

### 届出窓口

#### 国民年金のみ受給の方

市民課 年金担当(市役所1階 5番窓口)  
新里支所 市民生活課 市民サービス係  
黒保根支所 市民生活課 市民サービス係

#### 厚生年金・共済年金が含まれる方

日本年金機構 桐生年金事務所(桐生市錦町2-11-19)

#### 共済年金のみの方

各共済組合

次ページへ  
続く

## ◆年金を受給しないまま亡くなったとき

国民年金または厚生年金保険の、被保険者(被保険者であった方を含む)が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金を「遺族年金」といい、亡くなられた方の年金の納付状況等の要件に該当する場合は、遺族年金が支給されます。そのほか「死亡一時金」「寡婦年金」などの遺族年金以外の給付に関する手続き等についての詳細は、年金事務所(ねんきんダイヤル)にお問い合わせください。

### 問い合わせ先

#### 国民年金の方

市民課 年金担当……………☎ 0277-46-1111(内線273・278)

新里支所 市民生活課 市民サービス係……………☎ 0277-74-2216

黒保根支所 市民生活課 市民サービス係……………☎ 0277-96-2112

#### 厚生年金・共済年金が含まれる方

日本年金機構 桐生年金事務所

・ねんきんダイヤル……………☎ 0570-05-1165

・予約受付専用ダイヤル……………☎ 0570-05-4890

#### 共済年金のみの方

各共済組合へお問い合わせください

## 6. 葬祭費について

「桐生市の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療制度に加入され、群馬県後期高齢者医療広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

### ◇国民健康保険（74歳以下）に加入していた方が亡くなられた場合

申請に必要なもの

- ・亡くなった方の国民健康被保険者証（紛失した場合は不要です）
- ・亡くなった方及び葬儀を行った方のマイナンバー
- ・葬儀を行った方の通帳（振込口座）
- ・葬儀を行った方であることが確認できる書類（会葬礼状・葬儀の領収書）

次ページへ  
続く

◇後期高齢者医療制度（75歳以上及び65歳から74歳までの広域連合から障害認定を受けた方）に加入していた方が亡くなられた場合

申請に必要なもの

- ・亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証（紛失した場合は不要です）
- ・葬儀を行った方の通帳（振込口座）
- ・葬儀を行った方であることが確認できる書類（会葬礼状・葬儀の領収書）

※上記以外の保険に加入していた方が亡くなられた場合は、加入している健康保険組合等にお問い合せください。

### 問い合わせ先

国民健康保険(74歳以下の方)

医療保険課 国保係……………☎ 0277-46-1111(内線258)

後期高齢者医療制度

(75歳以上の方及び65歳から74歳までの広域連合から障害認定を受けた方)

医療保険課 医療助成係……………☎ 0277-46-1111(内線272)

### 受付窓口

国民健康保険

医療保険課 国保係(市役所1階 6-2番窓口)

新里・黒保根支所 市民生活課 市民サービス係

川内・菱・梅田・境野・広沢・相生公民館

後期高齢者医療制度

医療保険課 医療助成係(市役所1階 6-1番窓口)

新里・黒保根支所 市民生活課 市民サービス係



## 7. 介護保険について

桐生市の介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等を下記までご返却ください。

また、後日通知が送られる場合がありますので、介護保険被保険者証の住所にどなたもいらっしやらない場合は、下記の【問い合わせ先】にご連絡ください。

### 問い合わせ先

健康長寿課 介護管理給付係

……………☎ 0277-46-1111 (内線390・391・392・393)

### 受付窓口

健康長寿課 介護管理給付係(市役所1階 8番窓口)

新里支所 市民生活課 福祉係

黒保根支所 市民生活課 市民サービス係

## 8. 障害福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、手帳を返納していただく必要があります。

手続きの際は、手帳をお持ちいただき、下記の【受付窓口】においでください。(※印鑑は不要です)

### 問い合わせ先

福祉課 障害福祉係……………☎ 0277-46-1111 (内線398・282)

### 受付窓口

福祉課 障害福祉係(市役所1階 9番窓口)

新里支所 市民生活課 福祉係

黒保根支所 市民生活課 市民サービス係

## 9. 税の手続きについて

### ◇市税の口座振替

市税を口座振替で納めている納税義務者並びに口座名義人が亡くなった場合は、廃止または変更などの手続きが必要です。詳しくは下記にお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

納税課 納税管理担当……………☎ 0277-46-1111(内線235)

### ◇市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、その年の住民税が残っている場合や、前年中に一定額以上の所得があり課税される場合は、相続人に納税義務が承継されます。（その場合は「相続人代表者指定届」の提出が必要となります。）

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

#### 住民税についての問い合わせ先

税務課 市民税担当……………☎ 0277-46-1111 (内線226・227・228)

#### 所得税・相続税についての問い合わせ先

桐生税務署 桐生市末広町13-5 桐生地方合同庁舎

……………☎ 0277-22-3121

## ◇固定資産税・都市計画税

亡くなられた方が固定資産税を納めていた場合、相続人の中から納税通知書等の受領先を決める手続きが必要です。

### 問い合わせ先

税務課 資産税担当……………☎ 0277-46-1111 (内線230・231)

### 受付窓口

税務課 資産税担当(市役所1階 12番窓口)  
新里・黒保根支所 市民生活課 庶務・税務係

## ◇軽自動車税 (種別割)

オートバイ・軽自動車等を所有している方が亡くなった場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

### 問い合わせ先

#### 原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー

税務課 諸税担当……………☎ 0277-46-1111(内線224)

新里支所 市民生活課 庶務・税務係……………☎ 0277-74-2212

黒保根支所 市民生活課 庶務・税務係……………☎ 0277-96-2111

#### 125ccを超えるオートバイ

関東運輸局 群馬運輸支局

……………☎ 050-5540-2021(自動車ヘルプデスク)

#### 三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 群馬事務所

……………☎ 050-3816-3109(コールセンター)

◇在留カード・特別永住者証明書について

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡した日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居者の方に、在留カード又は特別永住者証明書を返納していただく必要があります。

返納方法については、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に直接持参していただくか、返納先に送付する方法があります。

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

※届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。

くわしくは下記までお問い合わせください

法務省 出入国在留管理庁……………☎ 03-3580-4111(代表)

## 11. 市営住宅関係の手続きについて

### ◇市営住宅入居者が亡くなったとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、下記へお問い合わせください。

### ◇必要な手続き

どなたが亡くなったかにより、手続きが異なります。

(1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合

…名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請※)

(2) 入居名義人が亡くなり、同居されていない場合

…住宅を明渡す手続き

(3) 入居名義人以外の方が亡くなった場合

…異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

### 問い合わせ先

群馬県住宅供給公社 桐生支所

……………☎ 0277-46-1111 (内線625・676)

## 12. 亡くなられた方に児童がいる場合について

### ◇手当・医療費の助成について

児童手当を受けている方が亡くなられたとき、対象児童が亡くなられたときは、変更等の手続きが必要となりますので、下記へお問い合わせください。

また、18歳以下のお子様を養育されている方(父又は母等)が亡くなられたときは、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合がありますので、下記へお問い合わせください。

#### 手当についての問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係（保健福祉会館1階）

.....☎ 0277-47-1150

#### 医療費の助成についての問い合わせ先

医療保険課 医療助成係…☎ 0277-46-1111（内線257）

### 13. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
p.2	戸籍について	市民課 戸籍担当	市役所1階4番窓口
p.2	住民票(住民登録)について	市民課 住民担当	市役所1階2番窓口
p.3	マイナンバーカード・ マイナンバー通知カードに ついて	市民課 住民担当	市役所1階2番窓口
p.3	印鑑登録(印鑑登録証)について	市民課 戸籍担当	市役所1階2番窓口
p.4	年金の手続きについて	市民課 年金担当	市役所1階5番窓口
p.6	葬祭費について	医療保険課 国保係	市役所1階6-2番窓口
		医療保険課 医療助成係	市役所1階6-1番窓口
p.8	介護保険について	健康長寿課 介護管理給付係	市役所1階8番窓口
p.8	障害福祉の手続きについて	福祉課 障害福祉係	市役所1階9番窓口
p.9	市税の口座振替について	納税課 納税管理担当	市役所1階17番窓口
p.9	市民税・県民税(住民税) について	税務課 市民税担当	市役所1階14番窓口
p.9	所得税・相続税について	桐生税務署	☎ 0277-22-3121
p.10	固定資産税・都市計画税 について	税務課 資産税担当	市役所1階12番窓口
p.10	軽自動車税 (種別割) について	原付(125cc以下) 小型特殊自動車・ ミニカー	税務課 諸税担当 市役所1階14番窓口
		125ccを超える オートバイ	関東運輸局 群馬運輸支局 ☎ 050-5540-2021 自動車ヘルプデスク
		三輪・四輪の 軽自動車	軽自動車検査協会 群馬事務所 ☎ 050-3816-3109 コールセンター
p.11	外国籍の方が亡くなられたとき	法務省 出入国在留管理庁	☎ 03-3580-4111(代表)
p.12	市営住宅関係の手続きについて	群馬県住宅供給公社 桐生支所	市役所新館4階
p.13	亡くなられた方に児童が いる場合について	子育て支援課 子育て支援係	保健福祉会館1階
		医療保険課 医療助成係	市役所1階6-1番窓口
p.19	死亡の届出後の戸籍に 関するよくある質問について	市民課 戸籍担当	市役所1階4番窓口

## 14. その他の主な手続き

### ◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		故人の健康保険の扶養となっていた方がいる場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	故人が加入していた健康保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。



◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態的家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

## 15. 死亡の届出後の戸籍に関するよくある質問について

亡くなられた方のご家族は、さまざまな手続きが必要となると思いますが、こちらは戸籍に関連するお問い合わせのなかで、特に質問が多い事項についてまとめたものですので、お手続きの際にご参照ください。

### Q1. 葬儀(火葬)を終えて、葬儀社から死亡届のコピーを渡されましたが、改めて死亡届の提出は必要ですか？

- A. 必要ありません。火葬するための許可証(埋火葬許可証)は、死亡の届出によって市区町村から発行されますので、「火葬が済んでいる=死亡届の提出が済んでいる」ということとなります。
- 葬儀社から渡された死亡届のコピーは、その他の手続きに必要となる場合がありますので、手元で保管しておいてください。

### Q2. 死亡届を提出した後、故人について、戸籍や住民登録の削除の手続きは必要ですか？

- A. 必要ありません。死亡の届出がされますと、自動的に戸籍や住民登録の削除の手続きがされますので、改めてご家族の方が手続きをする必要はありません。
- 故人の住所地や本籍地以外に死亡届を提出した場合も、死亡届を受理した市区町村が該当の市区町村あてに通知しますので、お手続きは不要です。

### Q3. 戸籍の筆頭者\*が死亡しましたが、筆頭者の変更の手続きは必要ですか？

- A. 必要ありません。筆頭者は死亡しても変更されないため手続きは不要です。
- なお、世帯主が死亡した場合は、原則的に死亡届の提出の際に、来庁した方(葬儀社等)を通じて、次の世帯主を誰にするかをご家族に確認したうえで変更しておりますので、改めて世帯主変更の手続きをする必要はありません。
- ただし、休日に死亡届を提出された場合などは、後日、次の世帯主について、市民課よりお電話等でご家族に確認したうえで変更いたします。

※戸籍の筆頭者とは

戸籍に、最初に記載されている方のことです。現在の戸籍は、夫婦とその子を単位として編製されます。婚姻の際、「夫の氏」を選択した方は「夫」、「妻の氏」を選択した方は「妻」を筆頭者として、夫婦の新しい戸籍が編製され、婚姻前の戸籍(父母の戸籍)から除かれます。

#### Q4. 死亡保険金の請求手続きに、「死亡届の写し(コピー)」が必要といわれましたが、市役所に提出した死亡届の写しをもらうことはできますか？

- A. 原則としてできません。戸籍の届書は、戸籍法により原則非公開となっていますので、一度市区町村が受理した届書について、閲覧やコピーをすることはできません。ただし、法令によって、届書の記載事項証明書の提出を義務づけている場合などの「特別な事由※」がある「利害関係人」からの請求については、この限りではありません。

※百万円以上の郵便局簡易保険の死亡保険金の請求など。(ただし民間生命保険を除く。)

#### Q5. 故人の死亡したことが記載されている戸籍の証明(戸籍・除籍謄本等)が必要になりましたが、本籍地がわかりません。どのように確認したらよいですか？

- A. 戸籍の証明を請求するには、請求する戸籍を特定するための「本籍」および「筆頭者」を明らかにしなければなりません。本籍を確認する方法について、下記のとおり例示いたしますので、参考にしてください。

▷ 個人の亡くなった時点の本籍は、以下のような書類に記載されています。

- ・埋火葬許可証※1(納骨の際に必要な書類)
- ・故人の本籍が記載されている住民票の除票※2

▷ その他、以下の方法で本籍を確認できる場合もあります。

- ・故人の子供や兄弟等の戸籍の、婚姻事項中の「従前戸籍」欄
- ・故人の古い運転免許証の「本籍」欄※3

※1 死亡届を休日に届出した場合は、正確な本籍が記載されていない場合があります。

※2 除かれてから5年以上経過すると発行されない市区町村もあります。

※3 現在の運転免許証には「本籍」の記載がありません。

なお、窓口で免許証等により本人確認ができたとしても、本籍等をお答えすることはいたしません。

また、「本籍」及び「筆頭者」の表示が、請求書に記入された情報と一致しない場合は、戸籍の証明を交付することはできません。

**Q6. 相続手続きに、故人の「出生から死亡までの戸籍(生涯戸籍)」を提出するようにいわれましたが、どのような戸籍を揃えたらいいのでしょうか?**

- A. 故人の「出生」から「死亡」までの戸籍を求められているときは、「生まれて一番最初に記載された戸籍」から「死亡したことが記載されている戸籍」まで、故人が一度でも記載されたことのあるすべての戸籍が必要ということになります。

**Q7. 相続手続きに、故人の「出生から死亡までの戸籍(生涯戸籍)」を提出するようにいわれましたが、どのような手順で揃えたらいいのでしょうか?**

- A. 本籍が判明している戸籍から順に揃えていきますが、生涯戸籍を揃える場合、亡くなった時点の戸籍(最新の戸籍)から出生へ遡って証明を揃えていくと、もれなく揃えることができます。  
なお、こちらのご案内は手順の一例ですので、不明な点がありましたら、市民課窓口にお尋ねください。  
また、証明が必要な事項や必要な通数については、提出先にご確認ください。

手順の一例

**手順1 故人の「亡くなった時点の本籍」を確認する。**

個人の亡くなった時点の本籍の確認方法は、Q5をご参照ください。

**手順2 故人の本籍地の市区町村に戸籍の証明書(戸籍謄本等)を請求する。**

戸籍の証明書は、本籍地の市区町村が管理していますので、本籍地の市区町村の窓口へ直接請求するか、遠方等で窓口に行くことができない場合は、郵送で請求することもできます。郵送で請求する方法については、本籍地の市区町村へ直接お問い合わせください。(郵送用の請求書は、市民課窓口にあります。)

なお、配偶者及び直系親族(父母・子・祖父母・孫)以外の方からの請求には、原則として委任状が必要です。

**手順3 故人の戸籍の異動状況を確認する。**

発行された戸籍謄本等を見て、その戸籍が「いつからいつまで」のものであるか確認します。戸籍の見方がよくわからない場合は、今まで揃えた戸籍の証明書一式をご持参のうえ、市民課窓口でご相談ください。

**手順4 手順2～3を故人の「出生事項がはじめて記載された戸籍」まで繰り返す。**

桐生市では、平成11年1月4日に戸籍の電算化をしています。(旧新里町は平成12年2月5日、旧黒保根町は平成14年2月2日)そのため、上記の日付以前に出生した方について死亡の届出をされたときは、最低でも2通以上の戸籍があると思われます。(最新の戸籍に出生事項や婚姻事項などが記載されていても、出生から死亡までの戸籍とはなりません。)

◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP ([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				



◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

※内容が変更となっている場合がございますので、詳しくは各窓口へご確認ください。

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納	早めに	警察署	準備するもの等は 事前に各窓口にご確認ください
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納 (有効期限内のもの)		市区町村の旅券窓口	
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	水道料金の 名義変更・解約		桐生市水道局料金担当 ☎ 0277-46-1111	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車		市役所 群馬運輸支局 軽自動車検査協会	

発行 桐生市市民生活部市民課戸籍担当  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2022年5月作成

